

行政事業レビューシート (文部科学省)

予算事業名	国民体育大会開催事業(地方スポーツ振興費補助)	事業開始年度	昭和30年度			作成責任者
担当部局庁	スポーツ・青少年局	担当課室	競技スポーツ課			競技スポーツ課長 芦立 訓
会計区分	一般会計	上位政策	我が国の国際競技力の向上			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号) 第6条第1項及び第3項 第20条第1項第1号及び第2号	関係する計 画、通知等	スポーツ振興基本計画 (平成12年9月13日策定、平成18年9月21日改定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)の規定に基づき、都道府県が開催する国民体育大会に要する経費の一部を補助し、もって、我が国の体育・スポーツの振興に寄与する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県が開催する国民体育大会の運営費の一部を補助金として交付する。 補助率:定額					
実施状況	平成21年度は、新潟県(本大会)と北海道(冬季大会)において実施。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	411	411	411	400	400
	執行額	411	411	411		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	総事業費(執行ベース)	3111	4484	3722		
自己点検	支出先・ 使途の把握水準・ 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施現場への実地検査を行い、適切な執行がなされているか確認を行っている。 ・地方スポーツ振興費補助金交付要綱に基づき、都道府県から提出のあった交付申請書を審査し、補助金の交付決定を行っている。 ・都道府県から提出される実績報告書、成果物により、事業内容や経費の執行について確認を行っている。また、経費については、実績報告書に添付される証拠書類(収支簿、見積書、納品書、請求書等)により、適切な執行がなされているか検査するとともに、事業の内容、目的との整合性について確認を行っている。 				
	見直しの 余地	国民体育大会は、国民のスポーツ環境の整備やスポーツ文化の発展に総合的に寄与してきたが、近年の社会環境の変化により、開催地都道府県の人的・財政的負担が大きくなってきており、全国知事会からも、経費について応分の負担をするよう求められている。今後、国体改革を推進し、大会の充実・活性化と簡素・効率化を図るとともに、国としても大会開催支援の検討を行うことが必要。				
予算 監 視 の ・ 所 効 率 化	<p>1. 事業評価の観点：この事業は、我が国の体育・スポーツの振興に寄与することを目的に、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)の規定に基づき、都道府県が開催する国民体育大会に要する経費の一部を補助するイベント事業であり、昭和30年度から実施している長期継続事業である。</p> <p>2. 所見：「事業仕分け第1弾」の指摘を踏まえ、既に予算を縮減している。また、平成23年度の大会については、既に開催県において準備を進めており、さらに、主催者として応分の負担を求められていることから、現在の事業内容、予算規模を引き続き維持すべきであるが、本年6月の公開プロセスにおいて、イベント的な事業については厳しい指摘がなされていることを踏まえ、開会式の簡素化や効率的な大会運営を行うことなどにより、不断に事業の改善を行うべきである。</p>					
補 記	<p>【スポーツ振興法】</p> <p>第6条第1項 国民体育大会は、財団法人日本体育協会(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第3項において同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。</p> <p>第6条第2項 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。</p> <p>第6条第3項 国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。</p> <p>第20条第1項第1号及び第2号 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民体育大会の運営に要する経費であつてその開催地の都道府県において要するもの 2. その他スポーツの振興のために地方公共団体が行なう事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの 					

文部科学省
411百万円

〔都道府県が開催する国民体育大会の運営費の一部を補助金として交付する。〕

【補助】

A. 新潟県
379百万円

〔第64回国民体育大会「トキめき新潟国体」〕
陸上競技、水泳、サッカー、テニス等、37競技を実施。
総事業費：3,497百万円
うち補助対象経費：1,581百万円

【補助】

B. 北海道
32百万円

〔第65回国民体育大会冬季大会〕
スケート、アイスホッケー、スキーを実施。
総事業費：225百万円
うち補助対象経費：58百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

A.新潟県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
工事費	会場設営、臨時電話整備、インターネット回線整備等	166			
借料及び損料	会場借上、車両借上、無線機レンタル、パソコンレンタル等	106			
旅費	実施本部員旅費、獣医師派遣旅費、医師・看護師旅費等	41			
通信運搬費	招待状・開催通知・ガイドブック・プログラム等郵送	25			
消耗品費	事務用品、IDカード、腕章、車両用ステッカー、医薬品等	22			
その他	広報ボランティア活動費、パンフレット等印刷費、保険料、医師・看護師謝金等	19			
計		379	計		0
B.北海道			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
被服費	大会役員・大会本部役員・競技役員・競技補助員用ユニフォーム	13			
借料及び損料	開閉会式会場借料、楽器等運搬車借上、送迎バス借上、放送設備借料	5			
食料費	合唱団・補助員・スタッフ等用弁当	4			
印刷製本費	開閉会式プログラム作成、医療救護しおり作成、ガイドブック作成等	4			
旅費	競技役員旅費・宿泊代	3			
その他	開閉会式看板作成、国旗・国体旗作成、式典消耗品費等	3			
計		32	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)